

国立市道路工事施工承認等審査基準

平成27年6月

国立市都市整備部道路下水道課

○国立市道路工事施工承認等審査基準

(目的)

第1条 この基準は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 24 条及び第 91 条第 1 項に係る審査基準を定めることにより、もって行政運営における公正の確保と透明性を高めることを目的とする。

(歩車分離道路の車両出入口)

第2条 歩車分離道路に接する土地の車両出入口の承認基準は、次に掲げるところによる。ただし、自動車の出入口とするための承認申請が、民家等にその家屋所有者の自家用車が出入するためのもので、自動車の出入回数が少ない場合等であり、交通安全上特に支障がないものと認められる場合は、第 4 号イ、ウ及びオは適用しないことができるものとする。

- (1) 乗入幅は原則として、別表第 1 の乗入規格表のとおりとする。
- (2) 乗入口の構造は原則として、別表第 2 の舗装厚表による。
- (3) 乗入箇所は、原則として出入対象施設につき 1 箇所とし、出入口を分離する必要のある施設等特別の事由がある場合及び特に大型の貨物自動車が出入する場合は、2 箇所まで承認することができる。

- (4) 次に掲げる箇所以外の箇所であること。

ア 横断歩道の中及び前後 5m 以内の部分

イ バス停留所。ただし、停留所を表示する標柱又は標示板のみの場合は、その位置から前後 10m 以内の部分

ウ 地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口から 5m 以内の部分

エ 交差点（総幅員 7m 以上の道路（法第 2 条第 1 項の道路。以下同じ。）の交差する交差点をいう。）の中及び交差点の側端又は道路の曲り角から 5m 以内の部分。

オ バス停車帯の部分

カ 橋の部分

キ 交通信号機、道路照明灯他の安全施設の移転を必要とする箇所。ただし、市及び占有者が移転を認め、申請者が移転する場合を除く。

- (5) 民地側に車庫、その他自動車の保管する場所がある箇所であること。
- (6) 交差道路と隣接する場合は、交差道路との間に原則として2mの間隔をとるものとする。
- (7) 官民境界沿いに側溝がある場合には、市の指定する側溝蓋を設置すること。
- (8) 乗入口以外からの場所から自動車が出入するおそれのある場合は、駒止めを設置する等の措置をとること。

(歩車分離道路以外の車両出入口)

第3条 歩車分離道路以外の道路に隣接する土地の車両出入口の承認基準は、次に掲げるところによる。ただし、自動車の出入口とするための承認申請が、民家等にその家屋所有者の自家用車が出入するためのもので、自動車の出入回数が少ない場合等であり、交通安全上特に支障がないものと認められる場合は、第4号イ、ウ及びオは適用しないことができるものとする。

- (1) 乗入幅は原則として、別表第1の乗入規格表のとおりとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。
- (2) 街きよ及び側溝は、市が指定する構造によること。
- (3) 官民境界沿いに側溝がある場合には、市の指定する側溝蓋を設置すること。
- (4) 次に掲げる箇所以外の箇所であること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

ア 横断歩道の中及び前後5m以内の部分

イ バス停留所。ただし、停留所を表示する標柱又は標示板のみの場合は、

その位置から前後 10m 以内の部分

ウ 地下道の出入口及び横断舗装橋の昇降口から 5m 以内の部分

エ 交差点の中及び交差点の側端又は道路の曲り角から 5m 以内の部分。

ただし、T 字型交差点のつきあたりの部分を除く。

オ バス停車帯の部分

カ 橋の部分

キ 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所。ただし、市及び占有者が移転を認め、申請者が移転する場合を除く。

(5) 民地側に車庫、その他自動車の保管する場所がある箇所であること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

(その他の承認工事)

第4条 前3条以外の承認工事については、国立市における道路構造の技術的基準に関する条例（平成25年3月29日条例第6号）のほか、市がその工事を行う場合の技術基準等による。

(道路予定区域における許可基準)

第5条 道路予定区域における許可を行うに当たっては、次に掲げる事項等を総合的に勘案して判断し、道路工事の施工上著しい支障を及ぼさない場合に許可することができる。

(1) 当該道路工事の施工時期

(2) 当該道路予定区域の権原の取得の時期及び方法

(3) 当該道路予定区域の形質変更又は当該工作物の新築等の内容（構造、移転除去の難易度等を含む。）及び期間

(4) 当該道路予定区域の従来の利用方法

2 通常の管理行為、軽易な行為及びその他の行為で次に掲げる場合には、原則として許可するものとする。

- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う工作物の大修繕等及びこのために行う土地の形質の変更
- (2) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う工作物の新築又は土地の形質の変更
- (3) 既存の工作物の管理のために必要な土地の形質の変更
- (4) 現に農林漁業を営む者が、農林漁業を営むために必要な土地の形質の変更

別表第1（第2条及び第3条関係）
乗入規格表

（単位：cm）

形式	収容施設の種別	例	乗入幅
A型	軽自動車を収容する施設	軽自動車	303
B型	小型自動車（4,5,6ナンバー及び8ナンバーの一部）及び普通自動車（3ナンバーの一部）を収容する施設	普通自動車	424
C型	小型自動車（4,5,6ナンバー及び8ナンバーの一部）及び普通自動車（3ナンバーの一部）を収容する施設で全面道路の狭い場合	2t～4tトラック	545
D型	普通自動車（1,2ナンバー及び3,8ナンバーの一部）を収容する施設	大型トラック	727
E型	その他特殊な場合	—	個別に協議

備考

- 1 申請目的と収容施設の種別を参考に、必要とする最低限の乗入延長を判断し上表を適用する
- 2 申請者の都合により、乗入幅は上記の値より縮小することができる。

別表第2（第2条関係）

舗装厚表

（単位：cm）

種別	乗入幅	アスファルトコンクリート舗装				セメントコンクリート舗装		
		細 粒 度 アスフ ァルト 混合物	(再生)粗 粒 度 ア スファ ルト 混 合物	(再生)粒 度 調 整 砕 石 ((R)M-4 0)	舗装厚	セメント コンクリ ー ト (212B) (21-8-20 N)	(再生)粒 度 調 整 砕 石 ((R)M-4 0)	舗装厚
A型	303	5	—	30	35	15	15	30
B型	424							
C型	545					20	20	40
D型	727	5	10	35	50			
E型	乗入車両による埋設物等への影響防護及び舗装構造を別途検討する							

備考

- 1 乗入規格表による形式により上表を適用する。
- 2 車乗入部は、透水性舗装としない。
- 3 車乗入部の舗装は、原則として施工条件が特に制約を受けない箇所についてはセメントコンクリート舗装とする。ただし、以下の通り必要とされる箇所については、アスファルトコンクリート舗装にできる。アスファルトコンクリート舗装にできる箇所は、車両の出入及び歩行が多く、短時間で供用しなければ通行に支障をきす箇所とするが、既設埋設物の土被り及び転圧条件等も十分勘案し決定する。又、美観上、連続性が要求されるような場合には、前後の一般部と同一の表層材料を使用した舗装とすることができる。
- 4 軟弱地盤上の舗装構成は、別途考慮する。
- 5 A、B型及びC型にあっても、特に車の出入の多い箇所については、D型の舗装構造を適用する。
- 6 路盤上には、プライムコートを施工する。
- 7 上表以外の舗装種別を採用する場合は、別途考慮する。